

平成19年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 室 敏秀

平成18年(ワ)第77号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成19年9月10日

判 決

山口県 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 吉 元 徹 也
板 根 富 規
青 木 貴 央

大分市府内町1丁目2番1号

被 告 有 限 会 社 ク レ ス ト
同 代 表 者 取 締 役 政 子 五
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 麻 生 昭 一
古 庄 玄 知
松 田 健 太 郎

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

(主位的)

被告は、原告に対し、296万5000円及び内金145万6000円に対する平成17年11月29日から、内金84万4000円に対する同年12月2日から、内金66万5000円に対する同年3月18日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(予備的)

被告は、原告に対し、次の金員を支払え。

- 1 170万4231円及び内金145万6000円に対する平成19年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員
- 2 99万5848円及び内金84万4000円に対する平成19年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員
- 3 80万2577円及び内金66万5000円に対する平成19年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、主位的には、原告が貸金業者から金銭を借り受けるに際して被告に支払った保証料は利息制限法3条にいう利息に該当するところ、原告の上記貸金業者に対する弁済について利息制限法所定の制限利息を超える部分を元本に充当すると過払いであるから、原告が被告に支払った上記保証料は被告の不当利得であるとして、その返還を求め、予備的には、被告は上記貸金業者が取得する利息及び被告が取得する保証料を合わせると出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の制限利率を超過する高利であることを知りながら保証料を徴しているものであり、被告の上記保証料取得は不法行為に該当するとして、上記保証料相当額の損害賠償を求めた事案である。

1 前提事実（証拠を摘示していない事実は争いがない。）

(1)ア 原告は、日賦貸金業者である有限会社コスモ商事（以下「コスモ」という。）から別紙1記載のとおり金銭を借り受け（以下「コスモ関係の借受」という。）、その借受の都度、被告が保証し、原告は保証料として同別紙記載のとおり合計145万6000円を被告に支払った。

イ 原告は、上記借受についてコスモに弁済してきたが、弁済のうち利息制限法所定の制限利息を超える部分を元本に充当すると過払いであるとしてコスモに過払い金の返還を求め、コスモが原告に和解金を支払う旨の和解

が成立した。(甲3)

(2)ア 原告は、日賦貸金業者である有限会社セントラル信用(以下「セントラル信用」という。)から別紙2記載のとおり金銭を借り受け(以下「セントラル信用関係の借受」という。),その借受の都度,被告が保証し,原告は保証料として同別紙記載のとおり合計84万4000円を被告に支払った。

イ 原告は,上記借受についてセントラル信用に弁済してきたが,弁済のうち利息制限法所定の制限利息を超える部分を元本に充当すると過払いであるとしてセントラル信用に過払い金の返還を求め,セントラル信用が原告に和解金を支払う旨の和解が成立した。(甲4)

(3)ア 原告は,日賦貸金業者である有限会社テクノエンタープライズ(以下「テクノ」という。)から別紙3記載のとおり金銭を借り受け(以下「テクノ関係の借受」といい,コスモ関係の借受,セントラル信用関係の借受,テクノ関係の借受を併せて「本件各借受」ないし「本件各貸付」という。),その借受の都度,被告が保証し,原告は保証料として同別紙記載のとおり合計66万5000円を被告に支払った。

イ 原告は,上記借受についてテクノに弁済してきたが,弁済のうち利息制限法所定の制限利息を超える部分を元本に充当すると過払いであるとして,テクノを相手方として過払金の返還を求める訴訟を山口地方裁判所に提起し(同庁平成18年(ワ)第55号不当利得返還請求事件),同訴訟において,テクノが原告に解決金を支払うとの裁判上の和解が成立した。(甲8)

2 原告の主張

(主位的請求について)

(1) 原告が,コスモ,セントラル信用,テクノ(以下,これら三社を併せて「本件貸付会社」という。)に支払った前記保証料(以下「本件保証料」と

いう。)は、利息制限法3条所定の利息(以下「みなし利息」という。)である。

すなわち、

ア 貸し主以外の第三者に保証料が支払われた場合であっても、貸し主と第三者との間に利息制限法の制限を潜脱する共同意思があったときには当該保証料はみなし利息と解すべきである。そう解さないと、利息制限法3条の趣旨を没却させることになる。

イ 本件において、以下のとおり、本件保証料にかかる保証委託契約(以下「本件保証委託契約」という。)は形骸化しており、本件貸付と本件保証委託契約とは実質的に一体であり、本件貸付の利息と本件保証委託契約の保証料の合計は高利であり、これらによれば、本件貸付会社と被告との間には利息制限法の制限を潜脱する共同意思があったというべきである。

ア) 本件保証委託契約が形骸化していることについて

① 被告は、本件貸付会社に保証委託契約締結業務、保証料徴収業務を代行させており、独自の業務をしていない。

② 被告は、本件において保証の役割を果たしていない。

イ) 本件貸付と本件保証委託契約との一体性について

原告のみならず、本件貸付会社も本件保証委託契約を本件貸付の一部と考えていた。

ウ) 本件貸付の利息と本件保証料の合計額が高額であることは利息制限法を潜脱しようとする動機付けとなり得るし、その利得意思の現れであるし、被告及び本件貸付会社が互いに他方の利息ないし保証料が高利であることを認識しており、これは共同して利息制限法の制限を潜脱する目的であったことを推測させる。

(2) したがって、本件保証料は被告の不当利得であり、しかも、これについて被告は悪意である。

- (3) よって、原告は、被告に対し、不当利得として本件保証料合計296万5000円及び内金145万6000円（コスモ関係での保証料）に対する最終支払日以後である平成17年11月29日から、内金84万4000円（セントラル信用関係の保証料）に対する最終支払日以後である平成17年12月2日から、内金66万5000円（テクノ関係の保証料）に対する最終支払日以後である平成17年3月18日から、各支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求める。

（予備的請求について）

- (1) 本件各借受に際し、本件貸付会社は原告に対して被告の信用保証を求め、これを拒否すると融資が得られないことから、原告はやむなくこれに応じた。
- (2) ところで、被告は本件各借受の保証に際し、信用調査は一切行わず、保証契約や保証料の徴求もすべて本件貸付会社の従業員が行っていた。

また、本件各借受の保証期間は1年であり、返済期間はおおむね120日であるが、50ないし90日が経過すると、本件貸付会社は借り換えを勧め、資金に余裕のない零細業者である原告はこれに応じ、これにより従前の貸付は完済されるが、その場合でも約定により従前の貸付にかかる保証料は返還されない。

したがって、保証料率は実質的には年30パーセントを超える計算となり、本件貸付会社が取得する利息と被告が取得する保証料を合算すると、出資法所定の制限利率を超える高利となる。なお、出資法の制限利率に違反するかどうかは、貸し主に対する利息と貸し主以外の第三者が取得する保証料等を合算した額で判断することになる。

被告は、貸し主である本件貸付会社が出資法所定利率を超える高利で本件各貸付をすることを知っており、仮に知らなかったとしても知らなかったことに過失がある。

したがって、被告が本件保証料を取得することは不法行為を構成する。

- (3) 原告の損害は、本件各保証料相当額である。
- (4) よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、①コスモ関係での借受に際して被告に支払った保証料相当額145万6000円及び各保証料支払日の翌日から平成19年4月10日までの民法所定年5分の割合による確定遅延損害金24万8231円（その計算関係は別紙4のとおり）並びに上記保証料相当額に対する同年4月11日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金、②セントラル信用関係での借受に際して被告に支払った保証料相当額84万4000円及び各保証料支払日の翌日から平成19年4月10日までの前同様の確定遅延損害金15万1848円（その計算関係は別紙5のとおり）並びに上記保証料相当額に対する同年4月11日から支払済みまで前同様な5分の割合による遅延損害金、③テクノ関係での借受に際して被告に支払った保証料相当額66万5000円及び各保証料支払日の翌日から平成19年4月10日までの前同様な5分の割合による確定遅延損害金13万7577円（その計算関係は別紙6のとおり）並びに上記保証料相当額に対する同年4月11日から支払済みまで前同様な5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

3 被告の主張

（主位的請求について）

- (1) 保証料がみなし利息にあたるか否かは、保証会社の設立の経緯、保証料等の割合、業務の内容及び実態並びにその組織の体制等に基づき、貸し主が最終的には保証料等を自らに環流させる目的で、借り主をして保証会社に対する保証委託をさせていたか否かによって判断されなければならない、これが肯定されるためには、①保証業者が貸金業者の100パーセント出資の子会社であること、②保証会社の保証は当該貸金業者の貸付についてのみなされるものであること、③貸金業者の貸付について保証会社の保証が付されないことは皆無であること、④保証料が銀行系列の保証会社のそれに比して高額で

あること、⑤保証会社の設立の前後を比較すると、保証会社設立後の利息及び保証料の合計が従前の利息と同率であるという関係にあること、⑥保証会社は契約の締結、保証料の徴収、保証契約締結の審査、求償金の回収業務についても全部貸金業者に代行させており、保証会社自体にこれらの業務を行うだけの体制がなかったことを必要とする（最高裁判所平成15年7月18日判決）ところ、本件貸付会社と被告との間にはこのような要件を欠く。

すなわち、

ア 本件貸付会社は被告に対して一切出資していない。

イ 被告の保証は本件貸付会社の貸付についてのみなされるものではない。

ウ 被告は、以下のとおり独自に保証委託予定者の信用調査をしている。

被告は、本件貸付会社から保証依頼を受けた後、保証委託契約を締結するか否かを判断するため、独自に当人の信用調査をする。その方法としては、先ず、自宅が本人所有か否か、居住年数、他からの借入状況、収入等について聴取し、また、過去に被告が同人の借受関係で代位弁済したことがあるか否かを調査し、必要がある場合は、他の保証会社に照会して他の保証会社による代位弁済の有無を調査する。

被告はこれらの業務を10名の従業員によって行い、信用状態に不安がある場合は申し込みを拒否しており、従業員に本件貸付会社の従業員と重複する者はいない。

エ 被告の取得する保証料率が銀行系のそれと比較して高率であるとしても、銀行系の保証会社より保証債務履行のリスクが高いから何ら不合理ではない。

オ 被告は上記⑤、⑥の要件にも該当しない。

(2) なお、以上のとおりであるから、被告と本件貸付会社との間には原告の主張するような共同意思もない。

(予備的請求について)

- (1) 原告の主張(1)のうち、本件各借受に際し、被告が信用保証したことは認め、その余は争う。
- (2) 同(2)のうち、本件各借受の保証期間が1年であり、返済期間はおおむね120日であるが、50ないし90日が経過すると、本件貸付会社は借り換えを勧め、資金に余裕のない零細業者である原告はこれに応じること、新たな貸付について被告の信用保証が要求され、原告はこれに応じて保証料を支払うこと、借り換えにより、従前の貸付は完済されるが、その場合でも約定により従前の貸付にかかる保証料は返還されないこと、以上の事実は認め、その余は争う。

第3 当裁判所の判断

1 主位的請求について

- (1) 前提事実によれば、本件各借受について原告の本件貸付会社への弁済のうち利息制限法所定の制限利息を超える部分を元本に充当すると過払いになると認められる。

原告は、原告が被告に支払った本件保証料がみなし利息にあたることを前提に、本件保証料は被告の不当利得であると主張する。

しかし、証拠（乙10の1ないし33、11の1ないし37、12の1ないし23）によれば、原告は、本件各借受に際し、被告との間で保証委託契約を締結し、これに基づき、被告に本件保証料を支払ったものと認められるから、被告の本件保証料の受領は法律上の原因に基づくものである。

- (2) 本件貸付会社と被告との関係その他の具体的事情如何によっては、本件保証料が本件各貸付会社との関係でみなし利息に当たる場合もあると解され、その場合には、本来の返済の他に本件保証料の支払を本件貸付会社への利息の支払とみなして弁済充当することができ、同充当により計算上過払いとなったときは、原告は本件各貸付会社に対して不当利得返還請求権に基づいて上記過払い金の返還を求めることができるが、そうであるからといって、被

告に支払った本件保証料が当然に被告の不当利得となるとはいえない。

- (3) 以上のとおりであり、被告の本件保証料の受領による利得が法律上の原因を欠くとはいえないから、原告の主位的請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

2 予備的請求について

- (1) 原告は、本件各貸付について、本件貸付会社が取得する利息と被告が取得する保証料を合算すると出資法所定の制限利率を超える高利となるところ、被告はこれを知っており、仮に知らなかったとしても知らなかったことに過失があるから、被告が本件保証料を取得することは不法行為を構成すると主張する。
- (2) 本件各貸付の利息の約定利率は年54.75パーセントであり（甲14ないし16，弁論の全趣旨），また，本件各貸付にかかる保証料（本件保証料）の年率は別紙1ないし3の保証料率欄記載のとおりである。そして，本件各貸付の保証期間は1年であり，返済期間はおおむね120日であるが，借受から50ないし90日が経過すると，本件貸付会社は借り換えを勧め，資金に余裕のない零細業者である原告はこれに応じること，新たな貸付について被告の信用保証が要求され，原告はこれに応じて保証料を支払うこと，借り換えにより，従前の貸付は完済されるが，その場合でも約定により従前の貸付にかかる保証料は返還されないこと，以上の事実は当事者間に争いがないから，本件各貸付にかかる保証料の実質的な年率は上記の数字より高率となり，一部の例外を除いては実質的な利率は年20パーセントを下回ることはないことは計算上明らかである。

したがって，本件各貸付の利息の約定利率及び本件保証料の利率を合算すると，出資法（平成18年法律115条による改正前のもの）5条，同法附則8条所定の制限を相当超過する。

そして，証拠（甲17，19の2，25）及び弁論の全趣旨によれば，被

告は、信用保証等を目的として平成12年5月に設立された会社であり、本件貸付会社との間で、借り主との間の信用保証委託契約について、委託契約書の作成及び保証料の徴収、保証書の交付及び保証料領収証の発行、信用保証委託契約に関して必要とされる調査等の業務を本件各貸付会社に委託する旨の業務委託契約を締結し、これらの業務を本件貸付会社に委任していること、本件貸付会社は、被告の保証を受けることを条件として顧客の貸付申し込みに応じていること、本件各借受の申し込みに際し、貸付会社の担当者は被告の保証が必要である旨原告に説明し、その場で被告に電話し、被告の担当者は電話口に出た原告に対し、原告の保証委託意思を確認した上、保証料を本件貸付会社に支払うよう指示し、本件貸付会社が原告との間の保証委託契約書の作成、保証料徴収等の業務を代行していたこと、以上の事実が認められ、被告が上記保証委託契約に基づいて本件貸付会社に保証するに際して被告が独自に原告の信用調査をしたことをうかがわせる的確な証拠はない。

しかし、証拠（甲19の2及び4、乙13）によれば、被告は、自営業者や一般消費者等の借受の保証を目的としており、設立された平成12年から約10名の従業員を有して上記業務を行っており、第4期（平成14年10月1日から平成15年9月末までの期）決算報告書によれば、同期においては保証料収入が21億円余であるのに対し、保証債務の履行額が18億円余であること、被告は保証債務を履行した場合には回収業務（借り主に対する求償債務の取立）を現実に行っていること、以上の事実が認められる。

これらの事実を照らすと、上記事実のみでは、被告において本件貸付会社と意を通じて出資法の制限を免れる趣旨で原告から本件保証料を取得していたと認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

その他、被告の本件保証料の受領がそれ自体で原告に対する不法行為を構成すると認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上によれば、原告の予備的請求は、その余の点について判断するまでも

なく理由がない。

3 結論

以上のとおりであり，原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁 判 官 辻 川 昭

別紙 1

■■■■ (有) クレスト

(有) コスモ商事

	貸付日	貸付金額(円)	保証料率(%)	保証料(円)
1	H12. 11. 20	500,000	5	25,000
2	H13. 1. 18	500,000	3	15,000
3	H13. 3. 29	500,000	3	15,000
4	H13. 5. 29	700,000	3	21,000
5	H13. 8. 31	1,000,000	5	50,000
6	H13. 10. 29	300,000	5	15,000
7	H13. 11. 26	1,000,000	5	50,000
8	H14. 2. 28	1,000,000	8	80,000
9	H14. 5. 17	1,000,000	8	80,000
10	H14. 7. 22	1,000,000	5	50,000
11	H14. 10. 21	1,000,000	5	50,000
12	H15. 1. 20	1,000,000	5	50,000
13	H15. 3. 28	300,000	5	15,000
14	H15. 4. 18	1,000,000	5	50,000
15	H15. 6. 20	300,000	5	15,000
16	H15. 8. 6	1,000,000	5	50,000
17	H15. 9. 22	300,000	5	15,000
18	H15. 10. 31	1,000,000	5	50,000
19	H15. 12. 19	300,000	5	15,000
20	H16. 1. 30	1,000,000	5	50,000
21	H16. 3. 22	500,000	5	25,000
22	H16. 4. 20	1,000,000	5	50,000
23	H16. 6. 18	500,000	5	25,000
24	H16. 8. 5	400,000	5	20,000
25	H16. 8. 20	1,000,000	5	50,000
26	H16. 10. 15	500,000	5	25,000
27	H16. 11. 12	1,000,000	5	50,000
28	H16. 12. 28	500,000	5	25,000
29	H17. 1. 28	1,000,000	5	50,000
30	H17. 3. 18	500,000	5	25,000
31	H17. 4. 20	1,000,000	5	50,000
32	H17. 5. 31	800,000	5	40,000
33	H17. 6. 29	1,200,000	5	60,000
34	H17. 8. 11	800,000	5	40,000
35	H17. 9. 14	1,200,000	5	60,000
36	H17. 10. 28	800,000	5	40,000
37	H17. 11. 29	1,200,000	5	60,000
				1,456,000

別紙2

■■■■ (有) クレスト

(有) セントラル信用

	貸付日	貸付金額(円)	保証料率(%)	保証料(円)
1	H12. 10. 30	700,000	5	35,000
2	H12. 12. 6	800,000	3	24,000
3	H13. 1. 11	600,000	3	18,000
4	H13. 2. 20	800,000	3	24,000
5	H13. 5. 9	600,000	3	18,000
6	H13. 5. 31	800,000	5	40,000
7	H13. 8. 21	600,000	5	30,000
8	H13. 9. 13	800,000	5	40,000
9	H13. 11. 30	600,000	5	30,000
10	H13. 12. 28	800,000	5	40,000
11	H14. 12. 20	300,000	5	15,000
12	H15. 3. 12	300,000	5	15,000
13	H15. 5. 6	200,000	5	10,000
14	H15. 5. 30	300,000	5	15,000
15	H15. 10. 2	300,000	5	15,000
16	H15. 11. 20	400,000	5	20,000
17	H16. 1. 5	300,000	5	15,000
18	H16. 2. 18	400,000	5	20,000
19	H16. 3. 22	300,000	5	15,000
20	H16. 4. 20	400,000	5	20,000
21	H16. 9. 21	200,000	5	10,000
22	H16. 10. 14	500,000	5	25,000
23	H16. 11. 16	500,000	5	25,000
24	H16. 12. 29	500,000	5	25,000
25	H17. 1. 31	500,000	5	25,000
26	H17. 3. 8	500,000	5	25,000
27	H17. 3. 30	500,000	5	25,000
28	H17. 4. 27	1,000,000	5	50,000
29	H17. 6. 29	500,000	5	25,000
30	H17. 7. 28	1,000,000	5	50,000
31	H17. 9. 21	500,000	5	25,000
32	H17. 10. 28	1,000,000	5	50,000
33	H17. 12. 2	500,000	5	25,000
				844,000

別紙 3

■■■■ (有) クレスト

(有) テクノエンタープライズ

	貸付日	貸付金額(円)	保証料率(%)	保証料(円)
1	H13. 4. 27	700,000	5	35,000
2	H13. 5. 30	800,000	5	40,000
3	H13. 8. 10	700,000	5	35,000
4	H13. 9. 12	800,000	5	40,000
5	H13. 11. 20	700,000	5	35,000
6	H13. 12. 26	800,000	5	40,000
7	H14. 3. 26	800,000	5	40,000
8	H14. 7. 4	500,000	5	25,000
9	H14. 10. 21	500,000	5	25,000
10	H14. 12. 25	500,000	5	25,000
11	H15. 3. 26	500,000	5	25,000
12	H15. 5. 30	500,000	5	25,000
13	H15. 8. 28	500,000	5	25,000
14	H15. 11. 20	500,000	5	25,000
15	H16. 1. 29	500,000	5	25,000
16	H16. 3. 31	500,000	5	25,000
17	H16. 6. 18	500,000	5	25,000
18	H16. 9. 8	500,000	5	25,000
19	H16. 10. 20	500,000	5	25,000
20	H16. 11. 22	500,000	5	25,000
21	H16. 12. 29	500,000	5	25,000
22	H17. 1. 28	500,000	5	25,000
23	H17. 3. 18	500,000	5	25,000
				665,000

利息制限法計算

債務者			0		入力方式		年月日		過払利率		5%		
債権者			任意利率↓		借入合計		0		過払利息		-248,231		
元本残高			-1,456,000		返済合計		1,456,000		合計		-1,704,231		
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	過払利息	未払過払利息
2000	11	20		25,000	0			-25,000					
2001	1	18		15,000	59	0.000	0	-40,000	0	15,000	0	-202	-202
2001	3	29		15,000	70	0.000	0	-55,000	0	15,000	0	-383	-585
2001	5	29		21,000	61	0.000	0	-76,000	0	21,000	0	-459	-1,044
2001	8	31		50,000	94	0.000	0	-126,000	0	50,000	0	-978	-2,022
2001	10	29		15,000	59	0.000	0	-141,000	0	15,000	0	-1,018	-3,040
2001	11	26		50,000	28	0.000	0	-191,000	0	50,000	0	-540	-3,580
2002	2	28		80,000	94	0.000	0	-271,000	0	80,000	0	-2,459	-6,039
2002	5	17		80,000	78	0.000	0	-351,000	0	80,000	0	-2,895	-8,934
2002	7	22		50,000	66	0.000	0	-401,000	0	50,000	0	-3,173	-12,107
2002	10	21		50,000	91	0.000	0	-451,000	0	50,000	0	-4,998	-17,105
2003	1	20		50,000	91	0.000	0	-501,000	0	50,000	0	-5,622	-22,727
2003	3	28		15,000	67	0.000	0	-516,000	0	15,000	0	-4,598	-27,325
2003	4	18		50,000	21	0.000	0	-566,000	0	50,000	0	-1,484	-28,809
2003	6	20		15,000	63	0.000	0	-581,000	0	15,000	0	-4,884	-33,693
2003	8	6		50,000	47	0.000	0	-631,000	0	50,000	0	-3,740	-37,433
2003	9	22		15,000	47	0.000	0	-646,000	0	15,000	0	-4,062	-41,495
2003	10	31		50,000	39	0.000	0	-696,000	0	50,000	0	-3,451	-44,946
2003	12	19		15,000	49	0.000	0	-711,000	0	15,000	0	-4,671	-49,617
2004	1	30		50,000	42	0.000	0	-761,000	0	50,000	0	-4,079	-53,696
2004	3	22		25,000	52	0.000	0	-786,000	0	25,000	0	-5,406	-59,102
2004	4	20		50,000	29	0.000	0	-836,000	0	50,000	0	-3,113	-62,215
2004	6	18		25,000	59	0.000	0	-861,000	0	25,000	0	-6,738	-68,953
2004	8	5		20,000	48	0.000	0	-881,000	0	20,000	0	-5,645	-74,598
2004	8	20		50,000	15	0.000	0	-931,000	0	50,000	0	-1,805	-76,403
2004	10	15		25,000	56	0.000	0	-956,000	0	25,000	0	-7,122	-83,525
2004	11	12		50,000	28	0.000	0	-1,006,000	0	50,000	0	-3,656	-87,181
2004	12	28		25,000	46	0.000	0	-1,031,000	0	25,000	0	-6,321	-93,502
2005	1	28		50,000	31	0.000	0	-1,081,000	0	50,000	0	-4,378	-97,880
2005	3	18		25,000	49	0.000	0	-1,106,000	0	25,000	0	-7,256	-105,136
2005	4	20		50,000	33	0.000	0	-1,156,000	0	50,000	0	-4,999	-110,135
2005	5	31		40,000	41	0.000	0	-1,196,000	0	40,000	0	-6,492	-116,627
2005	6	29		60,000	29	0.000	0	-1,256,000	0	60,000	0	-4,751	-121,378
2005	8	11		40,000	43	0.000	0	-1,296,000	0	40,000	0	-7,398	-128,776
2005	9	14		60,000	34	0.000	0	-1,356,000	0	60,000	0	-6,036	-134,812
2005	10	28		40,000	44	0.000	0	-1,396,000	0	40,000	0	-8,173	-142,985
2005	11	29		60,000	32	0.000	0	-1,456,000	0	60,000	0	-6,119	-149,104
2007	4	10			497	0.000	0	-1,456,000	0	0	0	-99,127	-248,231

別紙5

利息制限法計算

債務者			0		入力方式		年月日		過払利率		5%		
債権者			任意利率↓		借入合計		0		過払利息		-151,848		
元本残高			-844,000		返済合計		844,000		合計		-995,848		
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	過払利息	未払過払利息
2000	10	30		35,000	0			-35,000					
2000	12	6		24,000	37	0.000	0	-59,000	0	24,000	0	-176	-176
2001	1	11		18,000	36	0.000	0	-77,000	0	18,000	0	-290	-466
2001	2	20		24,000	40	0.000	0	-101,000	0	24,000	0	-421	-887
2001	5	9		18,000	78	0.000	0	-119,000	0	18,000	0	-1,079	-1,966
2001	5	31		40,000	22	0.000	0	-159,000	0	40,000	0	-358	-2,324
2001	8	21		30,000	82	0.000	0	-189,000	0	30,000	0	-1,786	-4,110
2001	9	13		40,000	23	0.000	0	-229,000	0	40,000	0	-595	-4,705
2001	11	30		30,000	78	0.000	0	-259,000	0	30,000	0	-2,446	-7,151
2001	12	28		40,000	28	0.000	0	-299,000	0	40,000	0	-993	-8,144
2002	12	20		15,000	357	0.000	0	-314,000	0	15,000	0	-14,622	-22,766
2003	3	12		15,000	82	0.000	0	-329,000	0	15,000	0	-3,527	-26,293
2003	5	6		10,000	55	0.000	0	-339,000	0	10,000	0	-2,478	-28,771
2003	5	30		15,000	24	0.000	0	-354,000	0	15,000	0	-1,114	-29,885
2003	10	2		15,000	125	0.000	0	-369,000	0	15,000	0	-6,061	-35,946
2003	11	20		20,000	49	0.000	0	-389,000	0	20,000	0	-2,476	-38,422
2004	1	5		15,000	46	0.000	0	-404,000	0	15,000	0	-2,444	-40,866
2004	2	18		20,000	44	0.000	0	-424,000	0	20,000	0	-2,428	-43,294
2004	3	22		15,000	33	0.000	0	-439,000	0	15,000	0	-1,911	-45,205
2004	4	20		20,000	29	0.000	0	-459,000	0	20,000	0	-1,739	-46,944
2004	9	21		10,000	154	0.000	0	-469,000	0	10,000	0	-9,656	-56,600
2004	10	14		25,000	23	0.000	0	-494,000	0	25,000	0	-1,473	-58,073
2004	11	16		25,000	33	0.000	0	-519,000	0	25,000	0	-2,227	-60,300
2004	12	29		25,000	43	0.000	0	-544,000	0	25,000	0	-3,048	-63,348
2005	1	31		25,000	33	0.000	0	-569,000	0	25,000	0	-2,459	-65,807
2005	3	8		25,000	36	0.000	0	-594,000	0	25,000	0	-2,806	-68,613
2005	3	30		25,000	22	0.000	0	-619,000	0	25,000	0	-1,790	-70,403
2005	4	27		50,000	28	0.000	0	-669,000	0	50,000	0	-2,374	-72,777
2005	6	29		25,000	63	0.000	0	-694,000	0	25,000	0	-5,773	-78,550
2005	7	28		50,000	29	0.000	0	-744,000	0	50,000	0	-2,756	-81,306
2005	9	21		25,000	55	0.000	0	-769,000	0	25,000	0	-5,605	-86,911
2005	10	28		50,000	37	0.000	0	-819,000	0	50,000	0	-3,897	-90,808
2005	12	2		25,000	35	0.000	0	-844,000	0	25,000	0	-3,926	-94,734
2007	4	10			494	0.000	0	-844,000	0	0	0	-57,114	-151,848

別紙6

利息制限法計算

債務者			0				入力方式	年月日				過払利率	5%
債権者			(有)テクノエンタープライズ 任意利率↓				借入合計	0				過払利息	-137,577
元本残高			-665,000				返済合計	665,000				合計	-802,577
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	過払利息	未払過払利息
2001	4	27		35,000	0			-35,000					
2001	5	30		40,000	33	0.000	0	-75,000	0	40,000	0	-158	-158
2001	8	10		35,000	72	0.000	0	-110,000	0	35,000	0	-739	-897
2001	9	12		40,000	33	0.000	0	-150,000	0	40,000	0	-497	-1,394
2001	11	20		35,000	69	0.000	0	-185,000	0	35,000	0	-1,417	-2,811
2001	12	26		40,000	36	0.000	0	-225,000	0	40,000	0	-912	-3,723
2002	3	26		40,000	90	0.000	0	-265,000	0	40,000	0	-2,773	-6,496
2002	7	4		25,000	100	0.000	0	-290,000	0	25,000	0	-3,630	-10,126
2002	10	21		25,000	109	0.000	0	-315,000	0	25,000	0	-4,330	-14,456
2002	12	25		25,000	65	0.000	0	-340,000	0	25,000	0	-2,804	-17,260
2003	3	26		25,000	91	0.000	0	-365,000	0	25,000	0	-4,238	-21,498
2003	5	30		25,000	65	0.000	0	-390,000	0	25,000	0	-3,250	-24,748
2003	8	28		25,000	90	0.000	0	-415,000	0	25,000	0	-4,808	-29,556
2003	11	20		25,000	84	0.000	0	-440,000	0	25,000	0	-4,775	-34,331
2004	1	29		25,000	70	0.000	0	-465,000	0	25,000	0	-4,207	-38,538
2004	3	31		25,000	62	0.000	0	-490,000	0	25,000	0	-3,938	-42,476
2004	6	18		25,000	79	0.000	0	-515,000	0	25,000	0	-5,288	-47,764
2004	9	8		25,000	82	0.000	0	-540,000	0	25,000	0	-5,769	-53,533
2004	10	20		25,000	42	0.000	0	-565,000	0	25,000	0	-3,098	-56,631
2004	11	22		25,000	33	0.000	0	-590,000	0	25,000	0	-2,547	-59,178
2004	12	29		25,000	37	0.000	0	-615,000	0	25,000	0	-2,982	-62,160
2005	1	28		25,000	30	0.000	0	-640,000	0	25,000	0	-2,527	-64,687
2005	3	18		25,000	49	0.000	0	-665,000	0	25,000	0	-4,295	-68,982
2007	4	10			753	0.000	0	-665,000	0	0	0	-68,595	-137,577

これは正本である。

平成19年11月29日

山口地方裁判所

裁判所書記官 室 敏 秀

